

	ご質問	回答
①	重量の少ない建材（内装材など）は、EPD取得すべきか？	現状の環境影響を把握して自社製品のCO2削減につなげる上でEPD取得は意味があると考えます。建築物においても、使用面積が大きい製品や更新回数が多い製品などは環境影響が大きくなり、無視できないことがあります。また、樹脂系資材では焼却時の排出が大きい場合もあります。 一方で、対象の建材がCO2削減に貢献するかどうかでEPD取得の重要度が評価されるという側面もあります。建築物をライフサイクル全体で把握・評価した上で、対象の建材のEPD取得の可否を判断できると良いと考えます。
②	LCA義務化の範囲と時期をおしえて欲しい。	国土交通省住宅局を事務局とする建築物LCA制度検討会において、令和7年9月中間とりまとめ案に2028年制度開始を目指すとして以下示されています。 •比較的CO2等排出量の大きい大規模建築物※1は、建築主が不要とする場合を除き、設計者が建築主に対してLCCO2評価（自主評価）結果及び削減措置について説明することを求めることを検討すべき ※1 例：2,000㎡以上の住宅を除く建築物の新築・増改築 •特にCO2等排出量の大きい建築物※2については、建築主に対して、国等へのLCCO2評価結果（自主評価）の届出を求め、設計時から自主的削減の検討を促す仕組みを検討すべき ※2 例：5,000㎡以上のオフィスの新築・増改築
③	SuMPOEPDを取得した製品をOneClickLCAに搭載するのにどのような手続きが必要か。	EPDは公開データとなりますので、SuMPOEPDに限らず特別な手続きを必要とせず、随時One Click LCAに搭載されます。
④	EPDは算定方法が異なる可能性があるのですが、別企業の製品間などでは単純な数値比較はできないという性質があると思うが、実際には単純にEPDの数値で製品間の環境性能比較がされるか？そうだと算定のルール内で有利な数値が出る算定方法で算出する会社も出てくるのでは？という危惧がある。	別企業の製品との比較においては、機能単位や算定対象・使用される原単位等に違いがある場合があるため、単純比較できない点についてはご指摘の通りです。一方で環境認証（LEEDなど）において、資材の原単位を汎用データからEPD製品に置き換えることで削減可能性を評価し排出削減量に応じて加点される制度があり、削減促進を目的として算定条件の違いを許容していると考えられます。国が整備する建築LCA制度においても、ご指摘の点について議論されている状況です。